

建設省告示第 号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百二十八号）第二百十九条の二の五第二項第三号の規定に基づき、建築物に設ける飲料水の配管設備の構造方法を次のように定める。

平成 年 月 日

建設大臣 中山 正暉

建築物に設ける飲料水の配管設備の構造方法を定める件

建築基準法施行令第二百十九条の二の五第二項第三号に掲げる基準に適合する飲料水の配管設備（これと給水系統を同じくする配管設備を含む。以下同じ。）の構造方法は、次の各号のいずれかに定めるものとする。

- 一 配管設備の材質は、不浸透質の耐水材料その他水が汚染されるおそれのないものとする。
- 二 配管設備のうち当該設備とその外部を区画する部分の材質を前号に掲げる材質とし、かつ、配管設備の内部に次に掲げる基準に適合する活性炭等の濾材^ろその他これに類するもの（以下「濾材等^ろ」とい

づ) を内蔵した装置を設けること。

イ 容易に清掃、点検又は交換できる構造とすること。

ロ 逆止弁を設ける等逆流を防止できる構造とすること。

ハ 濾材等が飲料水に流出しないこと。

ニ 濾材等により飲料水中の残留塩素が除去される構造の装置にあつては、配管設備に有効に塩素消毒設備を設けること。ただし一の住戸又は一団として設けられた水栓にのみ給水する配管設備に設ける装置にあつては、この限りでない。

附 則

この告示は、平成十二年六月一日から施行する。